

資格の告示

北海道渡島総合振興局告示第 67 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 6 年 4 月 23 日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 資格及び修繕をする物品の種類

令和 6 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により修繕をする物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和 6 年 4 月 23 日に一般競争入札の公告を行う物品の修繕（建設機械）

(2) 資格

物品の修繕に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 修繕をする物品の種類

大型ロータリ除雪車（函館 900 る 89）

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 令和 6 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、車両修繕（分類番号 15）を有すること。

- (9) 建設機械整備士(2級以上)の資格を有する従業員が在籍していることを証明できること。
- (10) 渡島総合振興局管内又は檜山振興局管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年4月23日から令和6年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

申請書類は(3)に示す申請書類の提出先において直接交付する。

なお、北海道渡島総合振興局ホームページ

(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp>) からダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

イ 提出先の所在地 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格関係事項の変更

資格を有する者が次の事項のいずれかに該当したときは、速やかに変更の届出をしない

ければならない。

- (1) 資格を有する者の称号又は名称に変更があったとき。
- (2) 資格を有する者の代表者に変更があったとき。
- (3) 資格を有する者の住所又は電話番号に変更があったとき。
- (4) 資格を有する者の組織に変更があったとき。
- (5) 上記の他北海道渡島総合振興局長が届出の必要を認める事項に変更があったとき。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しなくなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 北海道函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎
- (3) 電話番号 0138-47-9608